

## 令和8年第1回大洗町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和8年3月5日（木曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	飯田英樹	議員	2番	石山淳	議員
3番	関根健輔	議員	4番	小野瀬とき子	議員
5番	櫻井重明	議員	6番	伊藤豊	議員
7番	柴田佑美子	議員	8番	小沼正男	議員
9番	今村和章	議員	10番	勝村勝一	議員
12番	菊地昇悦	議員			

欠席議員（1名）

11番 坂本純治 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	長谷川満	住民課長	小沼正人
福祉課長	田山義明	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	小林美弥	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚学
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	住谷幸泰
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	本城正幸

事務局職員出席者

事務局長	高柳成人	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

議場内でのカメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっております。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

本日の会議は、インターネット上でのライブ配信を行うことと併せ、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくをお願いいたします。

---

開議 午前 9時30分

### ◎開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は11名であります。

これより令和8年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 櫻井重明議員、6番 伊藤 豊議員を指名いたします。

---

○飯田議長 健康増進課およびまちづくり推進課より、3月3日に開催されました議会定例会議案審議におきまして、菊地議員の質問に対しまして答弁の際に後日回答するという旨の答弁がありましたことにつきまして、質問回答書にありますとおり報告がありましたので、皆さんのタブレットに共有しております。

---

### ◎一般質問

○飯田議長 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

---

### ◇ 関 根 健 輔 議 員

○飯田議長 3番 関根健輔議員。

[スクリーンを使用しての質問]

○3番 関根健輔議員 おはようございます。まず、質問に入る前に、ライブ配信ご視聴の皆様、大洗町議会定例会にご関心をお持ちいただき、誠にありがとうございます。今回の定例会では、令和8年度予算が決まる最も重要な定例会といっても過言ではございません。大洗町議会では、議会傍聴はもちろん、ライブでの配信や動画配信サイトでの動画の配信、議会だよりなど、多くの皆様に議会の様子をお届けする工夫をしております。是非今後とも大洗町議会に注目していただきますよう、宜しく願い申し上げます。

今回の質問は、小・中学校における性被害防止と、その対策構築という非常にセンシティブな内容ですが、昨今ニュースで取り上げられているような被害事案は、我が町には無いということとは強調させていただきます。

近年、全国的に児童・生徒が被害者となる性被害、性暴力事案が相次いでおり、学校や教育行政の在り方が改めて問われています。性被害は、被害を受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼすだけでなく、その後の学校生活や人間関係、さらには将来にわたる自己肯定感にも大きな影響を与える極めて重大な問題です。特に問題なのは、被害そのものだけではなく、子どもが勇気を出して相談したにもかかわらず信じてもらえなかった、大事にしてもらえなかったと感じてしまうことで更に深い傷を負う、いわゆる二次被害が生じる可能性があります。だからこそ、未然防止とともに初期対応の質が非常に重要になると考えます。

こうした状況を受け、国においては、命の安全教育の推進など子ども自身が自分の身を守る力を身に付ける教育とともに、学校や教育行政が適切に対応できる体制づくりが進められています。

茨城県においても児童・生徒の性被害への対応を明確化するために、ガイドラインや危機管理の手引きの整備が進められてきました。具体的には、茨城県教育委員会が示す危機管理の手引きのなかで、性被害・性暴力事案が疑われる場合の初期対応、被害児童・生徒への配慮、学校内の報告体制、そして警察や児童相談所など関係機関の連携の在り方などが整備され、市町村教育委員会や学校現場へ周知されていると承知しております。

また、近年、国において大きく議論が進んでいるのが、こども性暴力防止法、いわゆる日本版DBSと呼ばれる制度です。これは教育・保育など子どもに関わる職種に就く際に一定の性犯罪歴の有無を確認する仕組みを導入することで、子どもを構造的に守ることを目的とした制度であり、再発防止や未然防止の観点から非常に重要な取り組みであると考えます。

一方で、この制度は2026年12月25日に施行されますが、法律ができればそれで終わりというのではなく、実際に学校現場や教育委員会がどのような意識を持って受け止め、運用していくのが重要になります。特に学校現場においては、教職員だけでなく、部活動指導員、外部講師、地域の協力者、委託事業者など様々な立場の大人が子どもと関わっております。こうした状況を踏まえると、制度の趣旨をどのように現場に落とし込むかが問われると感じております。さらに、性被害は必ずしも学校の管理下だけで発生するものではありません。放課後の活動や地域での活動、あるいはSNSを通じた関係のなかで発生するケースもあります。そのような場合であっても、子どもが

最初に相談する相手は学校であることが多く、学校の初期対応がその後の対応を大きく左右することとなります。

そこでまず学校教育課長に伺います。県が示している児童・生徒の性被害防止および被害発生時対応に関するガイドラインや手引きについて、学校教育課としてどのように把握し、各学校にどのような形で周知徹底しているのかお伺いいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 関根議員の質問にお答えいたします。

今、国レベルで進められているこども性暴力防止法につきまして、議員のほうから説明がございました。県からもですね、いろいろ今、情報が示されているところでございます。

教育委員会としましては、学校現場における児童・生徒の安全確保と教職員等による性暴力の未然防止を目的とした、極めて重要な法整備であると認識してございます。

本法の趣旨は、子どもへの性暴力を決して許さない社会を構築すること、教育現場における信頼を確保することにあると受け止めてございます。本法の施行を踏まえまして、次の点を柱として取り組んでいきたいと考えてございます。

1点目はですね、採用・任用段階での性犯罪前科の有無の確認の徹底です。教育委員会では、既にですね、文部科学省が構築しました令和5年4月1日からですね稼働しております特定免許状執行者管理システムを活用し、教職員を採用・任用する時に確認し、児童・生徒の安全を最優先とした人材確保に努めていきます。

2点目は、校内における未然防止体制の強化であります。管理職による日常的なマネジメントの徹底や服務規律、コンプライアンス研修の充実、定期的な校内巡視等を行い、不適切な関係性が生じない組織・風土づくりを進めていきます。

3点目は、早期発見・早期対応の仕組みづくりです。相談しやすい環境整備や通報体制の明確化を進め、児童・生徒の小さなサインも見逃さない体制を構築していきます。

教育委員会としましては、児童・生徒が安心して学ぶことのできる教育環境の確保を最重要と位置付け、本法施行予定の令和8年12月に向けて準備を進め、学校にはですね、適切に運用できるよう指示伝達していく考えでございます。以上です。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 三つの柱を構築して取り組むということで、児童・生徒も保護者も安心して通わせられるようになるのかなというふうに思ってます。

また、実際に被害が疑われる事案が発生した場合の初期対応の流れ、校内での報告体制、教育委員会への連絡、さらには警察や児童相談所など関係機関との連携について、現在どのような体制が整えられているのかお伺いいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 被害が疑われる事案が発生した場合への対応についてということでございます。

やはり児童・生徒の安全確保を最優先として、迅速かつ組織的に対応する体制を整えてまいります。

まず、学校においては、教職員が異変や訴えを把握した段階で、速やかに管理職に報告することを徹底してまいります。校内では、校長を中心とした危機管理体制の下、事実関係の初期確認を行うとともに、被害児童・生徒の心身の安全確保を最優先に対応してまいります。

次に、学校は速やかに教育委員会に一報を入れる体制としています。教育委員会は、報告を受け次第、学校と連携して対応方針を共有し、必要に応じて指導主事を派遣するなど組織的支援を行ってまいります。さらに、事案の性質に応じて警察や児童相談所等の関係機関と連携する体制を整えています。

具体的には、犯罪の疑いのある場合には警察への相談、通報を行うとともに、町こども課とも連携し、児童虐待が疑われる場合には児童相談所への通告を速やかに実施するなど、現在体制を整えてまいります。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 しっかりとした体制ができているということで安心はできるのかなというふうに思っています。

併せて、こども性暴力防止法、日本版D B S制度についてお伺いいたします。

国において制度化が進められているなかで、学校教育課として、その趣旨や内容をどのように把握しているのか、また、制度の開始を見据え、教職員だけでなく部活動指導員や外部講師など、子どもと接する立場にある人材について、どのような対応が必要になるとお考えか、現時点での認識をお伺いいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 こども性暴力防止法について教育委員会としてその趣旨、内容をどのように把握しているかということでございます。

趣旨や内容につきましては、関根議員の冒頭のご説明であったり、先ほど説明したようなことでございますけれども、令和6年6月にですね法律が制定しまして、国において法施行に伴う検討委員会が設置されまして、昨年9月に町のほうにはですね、その制度の骨格となる中間の取りまとめが届いております。その後ですね、今年1月27日に法施行に向けた、こども性被害防止施行ガイドラインが策定されですね、先日2月19日に通知があったところです。教育委員会としましては、そのガイドラインおよび通知内容を共通理解しているところでございます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在、こども家庭庁において開発中のこども性暴力防止法関連システム——仮称であります、それを通じて行うこととなります。この際、システムを利用登録するにあたって、最初にですね、町独自のIDを取得し、そこから進めていくことになっております。

今後の流れをちょっと説明しておきますと、今年4月までにですね、そのIDを教育委員会で取得します。そのIDをですね、学校と共有して、6月までに学校の情報登録を行ってまいります。そ

れから、12月までにですね、教育委員会のなかで誰がその業務に従事するかの権限設定を検討して決定してまいります。そして12月25日の施行日から実際に犯罪事実確認の申請などというような流れになってございます。

その二つ目の質問でですね、制度の開始を見据えて、教職員だけでなく部活動指導員や外部講師など、子どもと接する立場にある人材についてどのような対応が必要になっていると考えているのかという質問でございます。

対応の対象は教職員に限らずそういったですね部活動指導員や外部講師など、子どもと接する立場にあるものとされております。教育現場における安全性を確保するためには、立場の違いによらずですね、子どもと接するものに共通の基準と責任を求めていくことが必要であると考えてございます。

具体的には、まず任用段階において服務上の適格性の確認を、これまで以上に重視していく必要があります。その上で、任用後においても学校の一員としての行動規範や子どもとの関わり方について理解を深めるための研修や周知を行うことが重要と考えてございます。万が一ですね、懸念される事案が発生した場合には、教職員と同様、校内での報告、教育委員会への報告を適切に行ってまいります。教育委員会としては、子どもと接する全ての人材を対象とした安全確保の視点から、任用、研修、管理、報告の各段階における適切な対応にして体制整備を進めていく予定でございます。以上です。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 詳しい説明ありがとうございます。研修が必要になってくるであろうということで、次に教職員の研修および相談体制についてお伺いさせていただきます。

性被害事案においては、教職員がどのような姿勢で子どもの声を受け止めるかが極めて重要であります。本町において県のガイドラインや日本版D B Sの考え方も踏まえた研修が、現在どのように行われているのか、また、管理職だけではなく、全ての教職員が理解を深めるための取り組みが、どの程度現在行われているのかお伺いいたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 教職員がですね、理解を深めるための取り組みはどのように行われているかという質問でございます。

各学校ではですね、各学校の危機管理マニュアルに基づいて進められております。

まず、管理職に向けましては、性被害防止にとどまらず、あらゆることに対して機会あるごとに注意喚起するとともに、各学校において不祥事防止の徹底ですね、未然防止と早期発見の両面から研修の充実に努めております。具体的な研修の内容としましては、教職員の不適切な指導例を確認し、不祥事が起きた原因や防止策を話し合うこと、教室等の整理整頓など不祥事が起こりにくい環境づくりを供すること。少しでも違和感を感じた時は、近くの教職員や管理職に伝え、その声を無視しない職場にすること等を各学校において全ての教職員が自分事として考えるように研修しております。

また、各学校では、危機管理に関するコンプライアンス研修に加え、子どもの訴えを否定せず受け止める姿勢や事実確認時の留意点、相談を受けた際の基本的対応等について理解を深める校内研修等を実施してございます。以上です。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 しっかりと研修をされているということで、次に、さらに児童・生徒が安心して相談できる体制についても伺いたします。

担任の教師だけでなく、養護教師やスクールカウンセラーなど相談先を複数持つことが重要であると考えております。本町において児童・生徒や保護者に対し、どのような形で相談体制が周知されているのか伺いたします。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 相談体制がどのように周知されているのかというご質問でございます。

児童・生徒が安心して相談できる体制の整備につきましては、早期発見・早期対応の観点から極めて重要であると認識しております。

担任だけに限らず養護教諭やスクールカウンセラーなど複数の相談先を設けることにより、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを進めております。

相談体制の周知につきましては、まず、学校において年度当初に児童・生徒および保護者へ配付する文書や学校だより等を通じまして、校内の相談窓口やオンライン相談窓口を明示しております。また、スクールカウンセラーの来校日や相談方法についても、定期的にお知らせをすることで、利用しやすい環境づくりに努めております。

各校において児童・生徒と個人面談を計画的に実施するとともに、保護者との二者面談の機会を設けており、日常的な関係づくりのなかで相談しやすい環境の醸成を図っております。

今後ともですね、児童・生徒が一人で悩みを込むことのないよう、複数の相談先を確保するとともに、その存在をですね、わかりやすく周知する取り組みを継続していきたいと考えてございます。以上です。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 相談体制はしっかりと整えられているということで、保護者も児童・生徒も安心できる環境にあるのかなというふうに思いますので、是非この相談体制、また、この周知の徹底は、是非力を入れていただきたいと思います。

ここからは教育長にお伺いたします。

県のガイドラインや国の制度は、いわば基準となるものであり、それをどのように学校現場に根付かせていくかは、教育行政のトップである教育長の考え方や姿勢が大きく影響するものと考えます。教育長として、児童・生徒の性被害防止を、本町の学校教育のなかでどのような位置付けで捉え、また、どのような学校づくりを目指していくのか伺いたします。

○飯田議長 長谷川教育長。

○長谷川教育長 関根議員のご質問にお答えをいたします。

大洗町教育委員会における性被害防止とその体制構築等のことについては、深作次長のほうが答弁したとおりでございます。

関根議員におかれましては、やはり小さなお子さんもいらっしゃるということで、学校教育のほうに本当に危惧していらっしゃるんじゃないかなと思って、本当に申し訳なく思っております。

現にですね、今年、水戸教育事務所管内においてはですね、学校での性的被害が発生しており、教職員の信用失墜行為があったのも事実でございます。教職員の立場からすると、本当に許せない事件であったと思っております。

私、教育長としても、児童・生徒の性被害防止は、本町の教育活動の土台を成す、子どもの人権と尊厳を守る取り組みであると位置付けております。安心して学び、挑戦できる環境こそがすこやかな成長を実現すると思っております。その前提を守るには、教育行政の最も重要な責務であると考えております。

そのためには、教職員の高い倫理観と人権意識の徹底、継続的な研修の充実、組織としてのチェック体制の強化を今後とも図ってまいります。

また、子どもたち自身が自分の心と体を守る力を身に付け、困った時に相談できる環境づくりを進めてまいります。

本町では、コミュニティスクールが充実しており、今後もですね、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもを守る体制を築いていくこと、そして信頼される安全な教育環境の実現に全力で取り組んでまいります。以上です。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 近くの市町村でそういった事案があったということで、我が町は有り難いことにこういう事案はありませんが、これからもこういった事案が無いように、高い倫理観を持って組織の強化にあたっていただければなというふうに思っております。

また、子ども性暴力防止法についても、単なる制度対応ではなく、子どもに関わる人材をどのような視点で配置し、子どもを守る体制をどう構築していくのかという点が重要であると考えております。教育長として、この制度の考え方をどのように受け止め、本町の教育現場に生かしているのかお伺いいたします。

○飯田議長 長谷川教育長。

○長谷川教育長 関根議員の質問にお答えをいたします。

この子ども性暴力防止法は、単にですね加害歴の確認や就業制度を制限するということが目的ではなくてですね、子どもを守る社会的責任を明確にする方法であると受け止めております。私、教育長としても、最も重要なのは、法の趣旨を現場の文化にですね、学校現場に根付かせることが大切であると考えております。

今、まさしくですね人事異動の配置をしている状況でございますが、人材配置の視点であります。教職員や外部指導者、部活動の地域移行に伴う地域人材も含め、専門性だけではなくてですね、子

どもの人権感覚、チームで子どもを見守る姿勢を重視してまいりたいと思っております。採用、委嘱時の確認の徹底は当然のこととして、着任後も継続的な研修を実施して、子どもとの適切な距離感やSNS利用の留意点など具体的な行動規範を共有してまいります。

次に、体制構築でございます。被害を未然に防ぐためには、先生方一人一人が一人で抱え込まない組織づくり、これが不可欠であります。学校において複数の相談窓口を明確にしまして、管理職における定期的な面談、記録の共有化を進めるとともに、教育委員会としても学校訪問やヒアリングを通して、風通しのよい職場環境づくりを支援してまいります。

そして、さらにですね、子ども自身への教育も重要でございます。自分の体と心を守る権利についても年齢に応じて指導し、嫌だと言える力、相談できる力を育ててまいります。

本制度を契機に、形だけのチェック体制ではなく、子どもの尊厳を最優先に捉えた教育環境を構築することが私、教育長としての責務であると考えております。以上です。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 力強いお言葉ありがとうございます。さらにですね、万が一、本町において児童・生徒の性被害事案が発生した場合には、被害を訴えた児童・生徒を最優先で守るという判断を、学校や組織の都合よりも上位に置き、教育長として明確に示していく、その認識でよろしいのか伺います。また、その考えを教育長の言葉として全教職員に伝えていく考えがあるのかも伺いたします。

○飯田議長 長谷川教育長。

○長谷川教育長 関根議員の再度の質問にお答えをいたします。

教職員のですね信用失墜行為は、教育全体への信頼を揺るがすものであり、決して看過するものではございません。本町において、あつてはならないことですが、万が一、児童・生徒の性被害事案が発生した場合には、何よりもまず被害を受けた児童・生徒の心身の安全と安心の確保を最優先する必要がございます。この判断をですね明確に示してまいります。学校や組織の体裁、体面、関係者への配慮よりも、子どもの命と尊厳を守ることが第一であるという姿勢を揺るがすことせず、一生懸命やらさせていただくと。具体的には、先ほど次長もお話をしましたが、速やかな事実確認と関係機関との連携、被害児童・生徒への心理的支援、保護者への丁寧な説明、そして二次被害を防ぐための慎重な情報管理を徹底してまいります。また、必要に応じて加害の疑いがある職員を速やかに職務から外すなど、子どもの安全確保を最優先したいと判断しております。さらに、その考えは私自身の胸の中に留めるものではなくてですね、全教職員に対して明確に伝えてまいります。校長会、教頭会等、または様々な研修の機会をとおして、子ども最優先の原則を繰り返し共有し、迷った時は必ず子どもの側に立つという組織文化を確立してまいります。

現に大変うれしいことなんですが、各学校のほうで管理職のほうがですね、やはりこのようなものを教職員の研修のなかでですね、『子どもの人生を奪う権利はどこにある』というような形で、わいせつ被害は一生の傷、盗撮は絶対に許さない、子どもたちが受けた傷はどういうふうになっているかというのを共有して研修をしている学校もあるということで、私自身大変うれしく思ってお

ります。子どもの尊厳を守り抜くという強い意思をしっかりと持って、信頼される教育行政を今後進めてまいります。議員の皆様には、またいろいろお世話になると思いますが、宜しくお願いいたします。以上です。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 ありがとうございます。児童・生徒を最優先で守っていただけたということで安心しました。また、教育長のご指導のおかげもあって、学校でもそういった自らそういう資料を作って配っていただけているということで、大変信頼できる教育になっているのかなというふうに思います。

子どもが勇気を出して声を上げた時に、この町の学校なら大丈夫だ、守ってもらえると感じる環境をつくることは、教育行政に課せられた重要な責任であります。県のガイドラインと子ども性暴力防止法の趣旨を踏まえ、本町として、より実効性のある取り組みを進めていただくことを強く求めてまいります。

施政方針にも、子どもたちが安心して学び続けられる環境づくりを進めますとありました。國井町長の考えをお伺いいたします。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 関根議員からは、大変残念なことに全国で頻発化しておりますこの学校での課題について、警鐘ともとれるような、そして、しっかり対応すべきというような、そういうご質問、ご提言をいただきました。

結論から申し上げますと、これはもう絶対にあってはならない話でありますので、教育長から、また、学校政育課長からも答弁いたしましたように、しっかり私どもでは、こうしたことがないように、事後に、こうあった時にはという仮定の話はされましたけども、当然にしてバックアップ体制は構築していかなければなりませんけども、絶対にそういうことが無いようなという、あってはならないということでしっかり進めてまいりたいと思います。

ただ、私どもで残念だなと思いますのは、今こういう体制ができて、教育長からもチラシが皆さん方に掲示されましたけども、大体情けないと思わないですか、こういうことが起きるということ自体が。ここにいる皆さん、そんなこと想定もつかないじゃないですか。年端もいかない小さな子ども相手に性犯罪を犯す、また、盗撮をするというような、我々そういうことしようとも思わない、そんなことすら思いつかないなかで、こうしたその法律や制度ができる、ある意味、私どもはこれをすなわち力の源泉として、しっかりこういうことが起きないようにしていくということ、もし仮に起きてしまった時には、しっかりその子どもに寄り添った形で対応するということができるのかもわかりませんが、こんな制度が、こんな法律ができてしまったってこの世の中全体見た時に非常に情けないというようなこの思い、ですから、間違っちはいけないというか、勘違いしていけないのは、何かこう、何事もそうですけど、犯罪が起きると、何か全体が歪んでしまう、よく言われますように悪貨が良貨を駆逐するでありませんが、もう大半というか、ほとんど全てと言っていいぐらいの先生方は、心血を注いで子供たちの非常に絶妙な間合いの下に、教職というも

のに対していろんな思いを持って、熱意を持って取り組んでいる、特に大洗の小・中学校の先生方は、そうした思いを非常に持った方々ばかりが赴任していただいておりますので、そうした先生方が見た時に、どうでしょうか、こんなのが制度としてできたり、こういう法律ができたり、また、ああいうチラシを作らざるを得ないというところ、おそらく真面目にやられている先生方からすれば、忸怩たる思いどころか遺憾であるって、真面目にやられたこの長谷川先生がそんなふうにおっしゃいましたけども、遺憾であるところか、何だこんなことが起きてるようじゃ、もう教員なんかやってられないよって、本当に真剣に考える方であるならば、そこまで痛烈な思いをされている方がいるんじゃないかと。何故このお話をしますかと申しますと、正直者がばかを見るというのは、そういう格言ありますけども、決してその正直者がばかを見るというその格言の範疇に入るかどうかは的外れかもわかりませんが、真面目にやってる方々、あんまりこういうの、ぎくしゃくすると、こういうのがだってもなくても、皆さんこういう話されても、研修でなくたってやらないでしょ、こんなこと。そうですよね。そしたらそういう人からしたら、無駄な時間じゃないですか、ある意味。だからそういう方々が、そういう方々って真面目にやられている先生方が、何かこの、むしろこういうので圧迫感を感じたりとか、何かするにしても緊張感を持って子どもと接するというのは非常にいいことだと思うんですが、何か圧迫感感じて、より以上の負担感につながったりとか、職務外のことでいろんなその、むしろ自らの何か不都合につながったりしないように、そういうこの体制も整備することが必要なと感じたところでもあります。自然な形で、もう当たり前のことですから、こんなこと言われなくたって、学校の先生云々じゃなくて、これ誰もがこれこういうことはしちゃいけない話ですので、そういう前提に立って私ども、先ほど教育長、学校教育課長が申しあげましたように体制を構築してまいりたい、そして啓発をしていきたいと思っております。

ただ、そうは言いますが、一部とはいえ、こうした事案が発生する可能性もあるという前提に立って、これは当然にして最悪に対して備えろ。先ほど議員からも施政方針の中身を詰んでいたいただきましたけども、まさにそのとおりでありますので、私どもはこの法や制度をしっかりと後ろ盾として、むしろこの後ろ盾としてといたら、この枠組みに入ってしまうので、もうこういう法や制度があってもなくても、冒頭申し上げたように、こんなことはあってはいけない話ですので、そういう前提に立って私どもでできることについては目一杯取り組んでまいりたいというふうに思っております。

もう一つ加えて申し上げますと、今どうでしょうか、多分議員の皆さんもそんなようにお感じだと思うんですが、先ほど申し上げたように頻発化していると。何かこれはむしろ、顕在化してきたんじゃないかと。じゃあ昔は無かったのかといたら、むしろ議員がご懸念でありますところの、もしそういうことが起きて、子どもたちがどうするんだと、しっかりその相談できる人、事案についてこういうことがあったよということを申し出る環境がなければ、おそらくそのまま泣き寝入りしてしまうことになっていきますので、そうすると、先ほど教育長が出たなかで、子どもの一生を奪ってしまうことになりかねませんから、それは絶対あってならないことなんですけども、もしかしたら、近頃こうばたばたばたばたいろんなところ、私も何かあきれぐらい次から次へと各県でそういう事案が

出てきて、今、最近のこの病理現象なのかなったら、私は決してそうではなくて、むしろ顕在化してきたと。もともとあったんだけど、なかなかそういう子どもたちのところで泣き寝入りしていた事案がいっぱいあるんじゃないかな。そういう前提、そういう疑いの目で見るといっても、余りよくないのかもわかりませんが、私どもとしては子どもファーストで考えた時には、先生方にも理解をいただいた上で、もしかしたらそういう申し出ができなかったような、また、訴えができなかったような環境だったんじゃないかと、そういう環境を私たち大人がつくってしまったという反省の上に立って、ひとつ進めることも大事なかなというふうに思っておりますので、私どもはそうした視点も活用しながら、しっかりとこの体制を構築してまいりたいと思います。

これは極めて私の思いと申しますか、私の考えでありますけども、そもそも何か問題や犯罪行為を犯した先生方が、またこの職場に復帰できるっていうのが、少しこの社会の常識とはかけ離れているなど。ある意味、いろんな方々いて、何かちょっとした軽犯罪を犯して、また社会に復帰できるという、この再チャレンジできる社会を創るといえるのは、これは今、世界的潮流でありますから、決して全部を否定できませんけども、人間に存否、さらには職業に貴賤はありませんけども、教職者というのは、もう最上位に位置する、みんなから尊敬、信頼を集める、誇りと矜持を持って職務にあたるような、そんな私は職種だといつも考えておりますので、むしろこういう犯罪を犯した人をもう一回登録するとかって、そういう登録して、それフィルターかけてそこ採用するとかしないとかって制度作りしましたなんて、今頃そんな話してること自体が、むしろちょっとでもそういうことをした人については、もう免許状を返納させると、もう免許状をある意味取り上げるといったぐらいの社会制度にしたほうが、いちいち検索なんかしないで済みますし、そんなことを私は今後何かの機会があれば、国会並びに文科省に対してしっかり要望していきたいなど。それは個人の権利、また、生活圏がありますから、全てそういう職種にあたるべき免許を取り上げるといえることは、その人の生活に関わるという別のその法律上、憲法上、定められた権利があるとはいえ、教職者がこういう事案を犯して、何年かの後にまた復帰して、そういうのが登録して、見るっていう、その制度そのものが本当に歓迎すべきなのかということ、これは私のあくまでも個人的見解でありますし、ここで議論していても、なかなか改善はされないと思いますけども、そうした視点も併せて、この法制度をどのように活用していくのかということ、当然にしてしっかりかかっていきたいと思っております。

ただ、何度も申し上げますように、余りこの寝た子を起こすようになってしまったり、また、そのことでむしろぎくしゃくした環境になってしまったりするっていうのは本意ではありませんし、過半の先生方においては、過半というか、もう大洗で言うならば100%の先生方は熱意を持って教鞭にあたって、こんなことは全く無縁の先生方ばかりでありますので、しっかり私どももそうした先生方と常に現場と教育委員会、教育長を先頭に、今も意思疎通図って、信頼関係の下にいろいろと議論すべきは議論し、それぞれの立場において補完的役割を果たしながら、最良の教育環境をつくらうと、これはもう非常にいいチームで今大洗全体、教育にあたらせていただいておりますので、そうした現状を毀損することなく、更に飛躍できるような環境をつくって、議員が言われるように、

子どもの人生を奪うとなったら、これとんでもない話でありますので、そうした前提に立って、しっかりと制度にのっとった体制を構築して、前へ前へと進めてまいりたいと思います。これからもまたご提言、ご質問をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○飯田議長 3番 関根議員。

○3番 関根健輔議員 私も町長と全く同じ考えで、このような法律を作らざるを得ない状況自体がどうなのかなというふうに思いますが、法律ができた以上は、県の教育委員会からのガイドラインにもものをもって、我が町もそういった研修であったり、そういう施策を考えていかなきゃならないというところで、大変だと思いますが、我が町においてはこういった事案が無いように、是非推し進めていただきたいなというふうに思います。終わります。

○飯田議長 ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前10時20分を予定いたします。

(午前10時10分)

---

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

---

#### ◇ 柴田 佑美子 議員

○飯田議長 7番 柴田佑美子議員。

[スクリーンを使用しての質問]

○7番 柴田佑美子議員 7番、公明党の柴田佑美子でございます。今回、私の質問は、終活情報伝達登録事業による終活の積極的な支援ということで、このことについて質問させていただきます。

我が国において急速な高齢化と核家族化の進展に伴い、高齢者の単独世帯の増加が見込まれるなか、高齢者においても地域で安心・安全に暮らせるようにすることが重要です。個人個人が抱える多様な複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能にするには、体制整備や仕組みづくりを整えることが不可欠です。そのためには、身寄りのない高齢者等に対するサポート体制の確立が必要ではないかと考えます。

私は、議員として活動を開始し、10年が過ぎました。この間、様々な相談をお受けする機会があります。頼れる親族がなく、本人の希望に添えない形での終末期を迎え、命を閉じられた方に遭遇することもありました。このことが他自治体の先進的な取り組みを調べるなかで、神奈川県横須賀市で行われている『私の終活登録』という事業にたどり着き、このことについて今回質問することにしました。

看取る家族がいる、葬儀を出す家族がいることが当たり前という価値観が崩れつつあるように感じます。家族がいても、家族が要介護で死に立ち会えないケースも有り得ます。死について漠然と不安を抱えている人は少なくありません。その不安の正体が何かを整理してみると、自分が自立で

きなくなった時にどうするかという問題であると思います。であるならば、万が一の時に助けられる人がいるという安心を得ることも大切だと考えます。エンディングノートを書き終えた方はSOSを出せる仕組みのなかで、地域の知り合いや行政の終活支援の手助けにより安心できる環境が整い、残りの人生を大切に生きていこうとの新たな思いになることも、こういう声を伺いました。終活情報を登録することを整えることで、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所、墓の所在地などの情報を生前に町に登録できる仕組みにより、万が一の際に警察や医療機関などからの問い合わせに対し町が対応し、本人に代わって登録情報を伝達することも可能になります。この制度についての町の考え、また、身寄りのない高齢者等、言い換えるならば、頼れる身内がない方の町の課題、そして、国の動向なども伺ってまいります。

まず、こちらの表をご覧ください。今回の質問の参考資料として準備しましたが、参考にするにはちょっと程遠いデータだったことに気付きました。65歳以上の方が高齢者ということ自体が、今の社会情勢には合っていないと感じました。参考にするべき数値として、健康寿命という言葉があります。健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間のことです。2022年時点で男性72.57歳、女性は75.45歳です。平均寿命との差が不健康期間になります。男性は8.5年間、そして女性は11.6年間です。この期間は何らかの手助けを受けながら生活する期間になります。この期間に介護認定を受ける数が、ぐんと増えてくるのだと思います。このことを踏まえ、75歳以上の方のデータを活用するべきと考えましたが、ちょっと間に合わずにこのデータになってしまいました。今回は令和5年3月発行の第9期大洗町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に掲載されるこのデータをお示しさせていただきます。

町の高齢者世帯の現状では、高齢者数が3,415人、単身高齢者世帯912人、高齢者のみ世帯844人とのデータがあります。また、——このデータは令和2年10月に行われた国勢調査での数値になるということが提示されてました。そして、高齢化率なんですけど、平成30年には31.8だった数値が令和7年になりますと35.35%に上昇しております、もちろん直近の数値もこれよりも高くなっていることが想像できます。

ここで福祉課課長に質問させていただきます。現在、高齢者の方から町に寄せられている相談件数と、その内容はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまの柴田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどというか、今、スクリーンのほうに映し出されております高齢化率、ここにつきましても75歳ということで今お話をいただきましたので、そこも含めて少し若干最初にお話をさせていただきます。

令和8年、今年の1月1日現在、大洗町の人口が1万5,222名、うち高齢者の数は5,393名、高齢化率は35.43%となります。これがですね、茨城県のほうの平均数値はどうかといいますと、茨城県は高齢化率が31.4、全国は29.4ということで、やはり全国や茨城県の平均から比べると大洗は少し高い状況にあります。この今申し上げた数字というのが、昨年10月1日現在の数値です。昨年10月1

日現在では、大洗町の実際の高齢化率、詳しい高齢化率でいくと35.31、今年の1月1日が35.43ということで、ほんの0.数%は伸びているという状況であります。

また、75歳以上の方、今65歳以上の方を高齢者とは位置付けておりますけど、大変元気な方が多いです。介護保険の少しお話が出ましたが、認定につきましても、やはり75歳以上の方の介護の認定率は、割合は高くなっております。

平成30年のですね75歳以上の方、この人数というのが2,780名、令和7年の数字になってしまうんですけど、75歳以上の人数は2,994名、約200名、平成30年から令和7年までに約200名の方が増えているということになります。パーセンテージで申し上げますと、平成30年が16.39%から17年が19.59%というところで3%くらいが伸びているというような状況であります。

ただいまのご質問のなかにはありました相談件数とその内容というところでございますが、まず高齢者に関する相談というのは、様々な形で受けております。役場福祉課もあれば、社会福祉協議会のなかにはあります地域包括支援センターにも相談というのは届きます。先日ですね、役場内の話なんですけど、生活環境課のほうに地域にお住まいの方、高齢者の方、80歳男性の方のことについて生活がとても不安だということでも心配する声ということで相談をいただいた例は実際にあります。具体的には、令和6年度に役場と包括支援センターに相談があった件数、これは確認できただけでも約2,000件以上、これは年間です。2,000件以上あります。お一人の方です、病院であるとか介護保険事業所であるとか、民生委員さんであるとか、または地区の近所の方であるとか、様々な形でその相談をいただきますので、2,000人の方がその問題を抱えているというよりは、一人の方で数回にわたって相談を受けているという形になりますけど、そうしているなかでもですね、新規の件数だけで拾い上げますと約250件あります。なので、本当に1週間のうちに何件も何件もですね相談が来ているという状況であります。

こういった相談のなかにはですね、日々の生活のこと、これは医療であるとか介護であるとか、そういった現在起きている内容のものもあれば、今後この先ということですね、そこには終活を含めたご相談内容というのも含まれております。

なお、今年度なんですけど、役場であるとか包括支援センター、あとは介護保険の事業所であるとか、そういった形でですね連絡があったうち、ご自宅へ訪問した結果、おうちの中で亡くなっていた方というのがいらっしゃいます。実際に亡くなった方は2名、訪問した際に救急搬送の必要があるということで救急搬送して入院をされた方が4名、この方は今もご健在の方です。なお、そういったことで、搬送はしたんだけど結果的に亡くなってしまった方というのも実際4名がいらっしゃいました。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 75歳以上の方の数値に対しても、しっかりご答弁いただきまして感謝いたします。

そのような形で、確実に高齢化が進んでおります。また、相談の内容に関しましても、役場や地域包括支援センター、そして事業所、ご近所の民生委員さんの方々、多くの相談を受けているとい

うことで、新規の相談件数に関しましては250件の相談を受けているというご答弁だったかと思いません。

ただ、多分相談の内容に関しては、生活や介護や健康のこと、そういうことが多分事前にやり取りするなかで多いんだろうなという感じはいたしました。で、ただいまの答弁のなかで感じたことは、この相談内容の項目というところで、例えば、多分この地域包括センターに相談が寄せられるのは、認知症のことだったり介護保険のことが多いと想像します。で、この相談内容の項目のことで、身寄りのない高齢者等の方への対応も行いますのような項目が無いのではないかなということを感じました。そのために、こういう相談をどこの窓口に行ったらいいのかということもあったのではないかと想像いたします。

で、続きまして、先ほど申し上げました先進的な取り組みであります神奈川県横須賀市の終活情報登録伝達事業についての内容をお伺いしたいと思います。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、少し説明が長くなりますことをご了承願います。

まず、この終活ということで、これまで何度かお言葉が出ておりますけど、端的に申し上げますと、人生の終わりに向けた活動を指す言葉が終活というふうになります。これは2009年頃から出された言葉ではないかということで、2012年にはですね、新語であるとか流行語、これのトップテンに入ったような、まだ新しい言葉であります。

皆様御存知のとおりですね、現在、高齢化が進行しておりまして、世帯人数というのは減少して、家族関係が希薄化になっているということは誰もが感じていらっしゃるかと思います。また、身近に頼れる親族もいないと、こういうような方も増えております。大手研究機関の推測なんですけど、2024年、おとしです、の時点で配偶者も子どももいない高齢者の数というのは371万人いると。この数字なんですけど、未婚化などの影響によりまして2050年ですね、今から24年後ですね、にはですね、この371万人が倍以上の834万人に達するであろうということがいわれております。

また、火葬を執り行う親族がいなくてですね、自治体ですね、役場が火葬を行った数というのが、2023年は推定で約4万2,000人いるといわれております。これはですね、この4万2,000人というのは、この年の亡くなった方のうちの2.7%にもあたる数値となっております。

先ほど柴田議員からお話がありました神奈川県ですね、終活情報登録事業というのですが、これは法で定められた事業ではありません。確認ができたものだけですが、今16です。15事業実施をしていたというのはつかんでいたんですが、昨年12月に水戸市でも始まったということで確認をいたしました。その多くがですね、令和5、6年頃から取り始めたということで、まだまだ新しい事業でもあります。

冒頭ありましたとおり、横須賀のほうでの事業ではですね『わたしの終活登録』、東京の大田区では『老いじたく情報登録事業』、愛知県の大府市というところがありますが、ここでは『わたしのさくら登録』というような名称で実施をしております。

この横須賀市の情報なんですけど、ざっと申し上げますと、1990年頃にですね、横須賀市のほうでは身元不明の身元が判明したにも関わらずですね、遺骨の引き取りが無い事態というのがとても急増したそうです。これですと、親族や相続人をたどっていても連絡先がわからない、引き取り手がならないということで、大変その遺骨が増えてしまったという状況です。こうしたこの背景があるなかですと、どういったらこれを改善できるかということで生まれたのがこの横須賀市の事業ですと、横須賀市のほうは平成30年から始めたのが全国で初の取り組みでした。

この事業の内容というのは、まず市のほうにですね、自分の情報、これは緊急連絡先、かかりつけ、あとは持病、あと葬儀の生前契約をしている場所からお墓の場所、こういった内容になるものでして、これはですね、いざという時に、要はその対象者、登録した方が亡くなった後にですね、警察や消防、あとは医療機関、その他の方からですね照会があった時に、その登録している情報を開示するという流れになります。プッシュ型ではない、亡くなったら役場から知らせるというものでなく、あくまで問い合わせがあったらそれをお伝えすると、そういった仕組みであります。現在、これに登録されている方は1,300人いらっしゃいます。この1,300人というのをどう捉えるかにもなりますが、他の実施自治体の状況を調べてみますと、愛知県の大府市、先ほどご紹介した『さくら登録』ですね、ここでは8名程度、その他のところでも数名から、いても数十名というような状況であります。横須賀市のご担当の方にお伺いしました。この1,300人多いですねとお伺いしましたところ、横須賀市の人口がですね、令和7年10月時点で約37万6,000人、うち65歳以上の方は12万6,700人、高齢化率が32.89%、この数を見てしまうと、登録者はもっているのではないかというのがそのご担当の方のご意見でした。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 横須賀市の事業の内容について詳しく説明いただきました。

それでは、現在、町が実施している終活事業の内容について、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

町のほうではですね、様々、終活事業につきましては、まず在宅医療・介護連携推進事業というのがありまして、これは医療と介護の両方と必要とする高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていけるよう、地域において医療・介護の関係機関が連携をする取り組みというふうになります。この事業のなかですと、終活に関する取り組みを行っておりまして、令和元年度からエンディングノート、自分にですね万が一があった時に備えまして、財産であるとか葬儀に関することであるとか、あとは大切な方へのメッセージ、これを取りまとめたものになります。こういったエンディングノートについてですね、講習会を実施いたしました。また、事業所を対象にいたしました看取りに関するアンケートなども実施したりであるとか、あとはこの終活に関する映画の上映会も実施しています。今年度につきましては、昨年11月8日にエンディングノートの書き方講座を実施いたしまして、参加者は30名ということで、ここは定員をもってですね実施させていただきました。

した。参加者は30代の方から80代の方、やはり女性の方が多く参加をしていただきました。一番参加された人数のうち割合的には、やはり70代の方が多く来ていただきました。

アンケートの内容からはですね、99%以上の方が「エンディングノートを利用してみたい」、また「興味がある」というふうなご回答をいただいております、併せて、研修内容が「大変満足した」という回答もいただいていることから、エンディングノートがですね、この終活の身近なツールであるというふうな、有効であるというふうには感じております。

また、このエンディングノートのですね、書き方講座の際には、葬儀屋さんであるとか、あとは行政書士の方々にご協力をいただきまして、葬儀や相続に関する相談ができるように対応いたしましたのと同時にですね、棺を実際に用意していただきまして、入棺体験、いわゆる棺に入ってみる体験、これも実施いたしました。私も入ってみましたけれども、とても狭いんだというのが非常に感じたところです。これは町のわかりやすい取り組みになりまして、広域的な取り組みとなりますけれども、茨城県中央地域連携中枢都市圏というのがありまして、水戸を中心とした近隣の自治体で構成している、一緒になって取り組もうということで様々な取り組みをしているなかに、成年後見制度利用促進事業を実施しております。このなかにおきましては、成年後見制度の普及啓発を実施していたりとかですね、あとは実際にその制度が進みますようマッチング会議というようなことを称しまして、弁護士の先生であるとか行政書士、社会福祉士、こういった方々に集まっていたら、その方のケースについて協議をして必要な支援であるとか後見人はどうであるとか、こういった協議も行っております。また、終活にはダイレクトには影響しないかもしれませんが、令和6年7月より住民課におきまして、亡くなった方に対しまして、その後に発生する手続の漏れをなくしまして時間を短縮できるような「お悔やみ窓口」というのを設置しております。これの令和6年中での死亡届があったうち、約8割の340件の方がご利用されているというところで、その死亡後のですね、手続も円滑に進むようしております。

また、これを利用した方々のアンケートを住民課のほうでは実施をされております、やはり亡くなった後にどういった手続に関心があるのかということにつきましては、相続であるとか納税、保険というものがありました。また、数は少ないですけれども、遺言に関することにつきましても興味があるというような、そういう回答が出ております。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ありがとうございます。現在、町では令和元年よりエンディングノートを盛り込んだ終活に関する講演会の実施や終活に関する映画の上映会などがある。また、連携都市圏では成年後見制度の普及活動、その他詳しく説明をいただきました。

私は令和2年第1回議会定例会の一般質問でエンディングノートの積極的な活用推進について提案させていただきました。また、昨年11月開催のエンディングノート書き方講座では、99%の方がエンディングノートを利用したいとのアンケート結果が出ているということで、以前よりだいぶ終活の大切さ、人生会議を開催されている方が増えているんだということがわかります。町での取り組みはこういう状況だということでしたが、この終活登録伝達事業について、町の考えについて、

また、近年の社会状況の変化に鑑み、社会福祉法の改定の動きがあるというようなことですが、国の動向についても伺いいたします。

○飯田議長 田山福祉課長。

○田山福祉課長 ただいまご質問にお答えいたします。

町の考え方というところにつきまして、まず実際に大洗町です、この情報登録です、終活情報登録につながるような実際の例というのはどういった例があるのかということで少しお話をさせていただきます。

まずです、大洗町がこの終活情報登録をするにあたりまして、その前段階で困るものというふうになりますと、町が葬儀を行うような場合というのが想定されてきます。実際に、先ほども申し上げましたが、おうちの中で亡くなっている方、この方にご家族はいらっしゃった方もおりますが、具体的な例で申し上げますと、実際大洗町が葬儀を挙げる例というところについては、まずその亡くなった方の住所や氏名などが判明している場合と判明していない場合です。判明していないというような場合には、例えば海で不慮の事故で亡くなってしまった方とか、身元が全く確認ができない方などが多くあります。このケースというのは、令和7年度、今年度については1件ありました。昨年が0件、令和5年度にも1件ありました。これはどういった形で葬儀に取り組むのかとなりますと、行旅病人及行旅死亡人取扱法というのがあります。これは旅行中であるとか移動中に病気、死亡した身元不明の方や引き取り手がない方を発見した市町村が救護、火葬、埋葬を行うと定めた法律になります。これによって葬儀をされた方が先ほど申し上げた件数になります。

続きまして、氏名も住所も判明しているものの火葬、葬儀の実施者がいない場合です。これは2件ありました。これはまた違う法律になりまして、墓地、埋葬に関する法律、私たち墓埋法と略称して呼びますが、これはです、お墓や納骨場、それから火葬場の管理や埋葬、火葬の手續を定めた法律というふうになります。このなかの9条に死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明しないときには、死亡地の市町村がこれを行わなければならないとされているので、これによって処理をする。これがです、今年2件ありましたが、うち1件をざっとご説明いたしますと、78歳の男性の方、お一人暮らし、この方、実はご結婚をされていたんですが、そのご家族は近隣自治体にお住まいでした。ただ、若い時にです、ご家族内ですごくいろんなトラブルがありまして、この対象者の男性の方だけお一人で大洗で生活をされてたというのがまず前提状況です。亡くなった経緯であるとか、連絡手段がどういう形で届いたのかは、警察のほうにです、そこは不明なんです、今年1月5日にです、大洗の町内のアパートで亡くなっていたと。推定では昨年12月頃に亡くなっていたのではないかという状況です。これが水戸署のほうから私たちのほうに連絡が入りました。私たちのほうに入った時には、こういう方がいる。死亡地である大洗のほうで火葬であるとか、その後の処理をしていただけないでしょうかというところで、警察は警察でこの方の親族、具体的には奥さんであるとかお子さんであるとか兄弟の方にあたっていただきました。ただ、そこではです、先ほど申し上げた過去にトラブルがある、若しくはご兄弟の方とはもう疎遠になっているのか、ちょっともう火葬はおろか遺体の引き取りも、その後の納骨も引き取れないという話が

ありまして、実際にはですね、私たちのほうからもそのご家族の方にはご連絡をしたんですけども、大変昔のそのあったトラブルというのが今でも引きずってありまして、今その骨でさえ、火葬をあげたり、骨を引き取るのでさえ、それはもう困難であるというところがあったことから、私たちが火葬を行って、役場である合葬墓地のほうにですね納骨する運びとなったというような例が実際にあります。

こういったことを考えますと、先ほど柴田議員のほうからもお話がありました大洗町でこの実施をするその必要性というんでしょうか、というところになります、先ほど申し上げました横須賀市の終活情報登録ですね、これ以外にも14、15の自治体の実施をしております、ここにもいろいろと問い合わせをしてみたりとか調べてみました。そのなかで問題となってくるものというのがですね、まずこの情報というのが登録をまずするんですけども、何年間保存しておくのかというのがありますが、横須賀市では33年ということでお話をいただきました。これ何で33年なんですかと聞きますと、33回忌を想定しているというところでありました。また、他の自治体のほうではですね、5年であるとか、あとは更新があったらその都度延ばしていくというようなところで、実に様々な形で取り組んでいる、設定をしているというところがあるのと併せまして、あとその登録できる方というのを本人、本人確認をどのように行うかというところも一つネックになっております。あくまで本人からだけしかできないというところもありましたら、後見人ができるというふうにしておりますけど、例えば後見人、補佐人であるとか、若干の違い、できること、与えられている権限の違いがありますが、例えば後見人はできるけど補佐人はできないであるとか、この情報は登録できるけど、この情報は登録できないであるとか、あとはその登録された情報を更新するという手法というのを、例えばこの横須賀市というのは、登録された本人が申し出ればそれを更新するとしておりますが、申出がない限りにおいては、その登録した情報をずっと保管をしていくというところなので、例えば10年前の情報というのは、今もそれが活用できる情報であるか、こういったものを改善していくためには、どこの自治体でも年に1回か2回ですね、この情報の更新というのをやっております。登録項目というのも、ちょっと見えづらいんですけど、今スクリーンに映し出されている右側の下のほうにですね、登録項目というのがあるんですが、これの一番登録が多いのがですね、まず緊急連絡先、それからかかりつけ医、その次にですねお墓の場所であるそうです。どれも記入をしないと登録ができないというところもあれば、どれか一つを書き込んでいただくで登録できるということで、ものすごくその実施市町村によって差があると。私たちがそこ一つだけを見ましても、例えばご本人が緊急連絡先を今から5年前にご登録をさせていただいて、その方が何歳の方かというのにもよりますが、じゃあそれが果たして必要となった時に活用できるものなのかというところもありますし、あとは当のご本人と登録をされる方、その間との友好関係というんでしょうか、交流関係の変化というのは、私たちもつかみきれないところがありますので、その5年間の間に例えば仲が悪くなってしまった、登録された側というのは、自分がそこに登録されているのを知っているで登録をしているのかであるとか、一つ一つ見てみますと、すごくセンシティブな問題にもつながりますし、また、一番最後、ここを柴田議員がずっとおっしゃっていただいている最後の葬儀の在

り方ですね。実際に自分はこういうふうには死を迎えたいというんでしょうか、葬儀を迎えてほしいという、それになっていきますと、その思いも一緒にお預かりすることになりますので、これをやるとなると、大変そこをしっかりと検討をしないうちにただ預かるだけというものでは、大変厳しい部分が出てくる、預かるだけではちょっと運用上であるとか、本当にその方の思いをですね形にして実行できるかどうか、そういった心配もあるところです。

あとその横須賀市が平成30年からということで、まだ10年足らずでしか実施していないというところで、ここはその検証を見ていくなかでも、今見えているなかでもそれだけの課題点というのが見えてまいりますので、そこを大洗にカスタマイズしていくにしても、他の状況をしっかりと見定めていきたいという、そういった考えであります。

また、こういった国の動きはどうなのかということで併せてご質問もいただきました。冒頭にも申し上げておりますが、全国でもこういった身寄りがない方というのは大変増えております。国のほうにつきましては、厚生労働省のなかにあります社会保障審議会福祉部会というものがありまして、ここで昨年12月にですね、身寄りのない高齢者への支援強化に関する報告書というのをまとめております。このなかでは、今現在も社会福祉協議会で実施しておりますが、日常生活自立支援事業というものがあります。これは判断能力が不十分な方、あとは認知症である方、あとは精神的、知的な障害を抱えている方などを対象にいたしまして、福祉サービスの利用手続であるとか金銭管理、こういったものを行う事業であります。国のほうでは、これをより拡充いたしまして、入院や介護保険施設への手続、それから死後の葬儀であるとか納骨、こういったものにも代行ができるような仕組みづくりが必要ではないかというふうな話し合いをされております。また、これが社会福祉協議会というふうになりますと、大変様々な事業を行っておりますので、これの実施主体というのが社会福祉協議会に限らず社会福祉法人であるとか、あとNPO法人、一般社団法人、こういったことも広げるということを想定して今協議はされております。この協議されたものは、今までつかんだ情報のなかでいけば、今年ですね、通常国会にその社会福祉法の改正という形で提出されるのではないかという情報は出ております。

柴田議員がずっとおっしゃっていただいております自分自身であるとか、その家族のですね終わり、終活を迎えるにあたりまして、本当に様々なお気持ちを持っている方というのは大変多くあります。その方が望む形でないままお葬式が挙げられたケースというのは、実際にあるというふうに、これは大洗町の事例ではないんですけれども、実際に葬儀屋さんで生前契約をしていたけれども、それが我々行政側でわからずに、先ほど申し上げました墓埋法であるとか行旅死亡人の手続によって葬儀を挙げてしまったという例はあるというのはつかんでおります。なので、福祉課といたしましては、そういったことがないようにですね、例えばこの制度の実施というのは困難であったにしても、これまでもそうなんです、関係機関とできる限り情報をですね、管理しまして、その本人に寄り添った形での終活活動を今後も実施していきたいと考えております。以上です。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 ただいま福祉課長には大変丁寧に答弁いただきました。この事業について

は、実施している自治体が少数ということ、また、実施していても、まだ間もないということもあり、例えば情報の保存の年数ですとか、情報の更新は何年ごとに行ったらいいか、また、情報の項目どのようなものにするか、そしてまた、緊急連絡先の方との関係性など、もうたくさんの課題がある事業だという答弁だったかと思います。

ただ、本町は小さな自治体ではありますが、頼れる親族が無く、終活について悩みを持つ方は確実におられると考えます。国の動向を注視しながら、今後も町民の方に寄り添った対応をしていただき、高齢になっても安心してこの大洗町に住み続けるよう要望し、私の質問は終わらせていただきますが、行政書士の専門分野であります町長のご意見というか、いただけたらと思います。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 柴田議員からは、昨今大きなテーマとなっております、また、課題とも言うべき終活についての個別の様々なその前向きなご提言、ご質問をいただきました。本当に有り難い限りでありますし、私どもでも、行政としてどこまでこれに関与して、関わって、そして行政としてどこまでやれるのか、また、行政としてどこまで責任を果たしていくべきなのかということ、少し整理をして前向きに捉えて進めてまいりたいというように思っております。

今、お褒めの言葉いただきましたけども、私も茨城県行政書士会会員として、今でも名誉会長を務めさせていただいております。不名誉会長にならないようにしっかり頑張っているつもりなんですけども、今、新進気鋭の櫻井重明議員が行政書士として登録されて活躍をされておりますので、しっかり連携を図って、議員が前にご提言いただいた、まさに柴田議員、生みの親でありますけども、今「おくやみ相談窓口」、あそこあんまり活発化するっていったら、この表現が悪いですけども、非常に実効性を伴って対応させていただいております。ただ、前提となるのは、役所だけでこれ簡潔できる話ではありませんので、当然その、民間活力という言い方が、表現が適切かどうかわかりませんが、民間、すなわち行政書士会であるとか、司法書士会であるとか、特に櫻井議員が所属する茨城県行政書士会水戸支部、この水戸支部の皆さんと連携を図って、それぞれ役割分担の下、そうしたいろいろなこの専門的なものについては、水戸支部の皆さん方が相談に応じていただける、月にここで何度か無料相談もやっていただいておりますけども、その拡大版として、そうした必要な方々にはご紹介をして、そこで完結をしていただく、これはもう職業倫理、法制度でも様々な例えば守秘義務であるとかいろいろな規制というかそういうものが確立をされている団体でありますので、一人一人もう安心して対応できるような仕組みづくりというのは議員からの発案によって今まさに稼働中でありまして、常にアップデートする形で私どもも進めていきたいと思っております。

これ終活って、これ新しい言葉ですけど、私自身は遺言の拡大版だというふうに思っております。ですから、こうしたその登録をしていくということ、これは社会の要請でありますし、また、私自身が考えますのは、これ自身に置き換えると、これ、私もいつも、いつもと言ったら少し自虐的になりがちですけども、時折考えるんですが、今、私がもしぼっくり逝ってしまったらどうなってしまうのかなっていうことを、これ個人的な分野で考えております。例えば、自分の物すら、どこに

何があるのかわからないような今、私もこの整理っていうのは余り得意なほうじゃありませんので、そんななかで自分がわからないこと、もし家族にそのまま引き受けさせると、家族はどこに何があるのかわからないというような状況になるのではないかと。だから、時折そういうものを書かなきゃなんないかなと思いがちですが、つついこの若さたって、私ももう若くはありませんけども、まだまだ平均寿命からしたら、まだまだ若い分野におりますので、若さにかまけてそういうことをしない。ですから、これ、高齢者に限らず我々の年代でも、もしかしたら必要なのかもわかりません。もしかすると、そういうのをしっかり記録をして留めていく。ただ、先ほど福祉課長のほうからアップデートの話が出ましたけども、私もいろいろ、皆さんもそうですけど、携帯電話で、スマートフォンで、そこにこのアプリを登録されている。そのパスワードだとかIDだとか入れますけども、それ私、ノートに書いておいたんですが、あのままもしそのノートが家族に、私が何かあってそのノートやったとしても、途中途中でパスワードを変えたりしてますんで、その都度そのノートに書き加えておりませんので、今、福祉課長からこのアップデートの話ありましたが、私このノート自身、このアップデート全くしてませんので、イチから書き直さなきゃなんないとかっていうこともあります。そして、こうした情報をいただいても、それが円滑にしっかり、先ほど答弁にありましたように、やはり亡くなった方、被相続人といわれる方々、お亡くなりになった方々の意志を最大限尊重した形で相続なり何なりを進めるということが、すなわち法に規定された精神でありますけども、この亡くなったというか、終活でこういう登録をされた方々のこの思いが、しっかりと反映できるかと、今このいただいた情報を、アップデートも含めて、それをしっかりと執行できるかという、そういう権限も我々もしかしたら持ち合わせていない部分も数多くありますので、それは当然職権でできるものはできますけども、そういうこのせっかくいただいても、それを権限行使できないということになる、そういうジレンマもありますし、あと一番私が理想的なのは、もしかしたら今、公正証書の遺言というのも非常に簡便化を図ってやりやすくなっていますので、多少この費用の問題はありますが、そういうところへ誘導するというのも、そして公正証書遺言であるならば、もう一審の判決と同じような、そういう効力を持ちますので、例えば私も今、遺言執行人として一つ手がけている課題がございます。私の権限で全てできてしまうということがあって、これは当然そのねこばばしたりとか何とかっていうこと、これやらない前提での話になりますけど、私はそういうことしませんけども、そういう前提で進めるならば、非常にこの郵便局行っても、銀行行っても、個人情報壁であるとか、本人確認壁であるとか、そういうことも抜きに、被相続人との関係が何かこの法的に、法定相続人であるとかそういうこと以上に、私は思う存分相続手続を進めるということができるということを改めて実感している、今その最中でありますので、でき得るならば遺言をしていただく。そして、その遺言も公正証書等でやっていただく。これは当然、もう言わずもがなですけども、遺言の効力というのは、もうもし抵触するならば、最新の日付のものが正しいものになってきますので、じゃあその遺言書をどこに保管するんだと、お一人暮らしの方々、だからそういうものを預かるというんだったら、もしかしたらできるのか、いろんな意味で本当に実効性を伴ってくるようになってくると思いますので、それにおいてもやはり行政書士の皆さん

であるとか、司法書士の皆さんであるとか、こういう方々と連携して進めるということは極めて有用性がある話で、しっかりその亡くなった方の意志を継いでいろんなことができる、また、そういうところに権限を付与する、成年後見人制度だとかそういうものも同じようなその効力を発揮するというような、そんなような役割を果たすことができますので、そんなものに誘導するというのも一つなのかなと思っております。

そして、先ほど高齢者だけでなく、若い方々にも十分に適用できる、適用というか、そういう需要もあるんじゃないかというお話申し上げましたけども、これ複数家族いらっしゃる場所もそうだと思います。例えば、少し乱暴な話になりますけど、あまりその子どもたちとうまくいっていない、しかし、その家から出ていった娘に相続させたいという、こういう相談というのは数多く私もいただいたりしていますし、また、もう子どもたち以外のところへ財産を送りたいとか、そういう方も数多く今現在いることも承知をしております。また、今、疎遠であるけども、その子どもはもう一切親とは関わりたいくないという話をしていますが、やはり血を分けた家族であるから、そこに何とか連絡を取って相続させたいというような、そんな思いの方、逆バージョンもいらっしゃいます。じゃあそういうのが書かれた時に、また、探してくれなんていう、そういう探偵業でなければできないような話もあつたりしますので、そこをどう整理するかということ、十分なこちら側もそういう知見を有して、また、法制度も熟知していった上での相談体制というのも確立しなければなりませんので、何年預かるとか、どこに預かるとか、大事なものですから、そういう課題もありますけども、より以上に、預かった上でやはりこの実効性を伴った、本当に何度も申し上げますけども、亡くなられた方々、こういう意志を表明された方々のすなわち思いに至った形で実現することができないならば、これ絵に描いた餅になってしまいますので、そういう課題整理、今後、櫻井議員先頭に行政書士会水戸支部の皆さんとまた話し合いをして、一番いい形、営業行為といわれるかどうか、そういう部分もあるのかもわかりませんが、私は需要に応じてその供給というのは必ず生まれると、そういう世の中だろうというふうに前提に立って考えておりますので、こうした需要が数多くこれからも、もう議員言われるように、益々こんな需要というのは増えてくるわけがありますので、今どっか本屋さんなんか行っても終活ノートなんてもうびっちりすごいノートが売ってたりもしますので、そういう需要に応じて専門家、いわゆる法律専門職といわれる皆さんも動き出してくると思いますし、また、動き出すことが社会の要請でありますし、そういう役割を果たすのが専門家集団の皆さんの、すなわち皆さんに対する国民の期待でありますから、私どもそうした皆さんにとって、私どもで完結するのではなくて、一緒に連携をして、どこまでやるのが適当なのか、そして、どうしていくことがこの課題を乗り越えられるのか、30年も預かっていて、その人の意志が変わらないとか何とかいろんなこともありますし、また、逐一その都度連絡取り合っ、じゃあどうしますかということアップデートしていくというのもいいですけど、今、ただでさえ、決してサボタージュするわけじゃありませんけども、様々な行政需要に応じて非常にその膨大な事務量に増えておりますので、今後また新しい仕事となると、なかなかその職員を増やさなければならぬとかがついているというそういう今度新たな課題、財政負担も生じてきますので、冒頭申し上げ

ましたように、それぞれの役割分担のなかで民と連携をしながら、より良い方向性を見出して、議員が言われるように、誰もが安心して、すなわち日常生活を送れるような、そしてやはり高齢者の方々、一步一步、これは世の常でありますけども、どうしても平均寿命というのがありますから、そこを超えてくると死へ近づいてきますので、常にそうしたお悩みをお持ちの方というのは、たくさんいらっしゃいますので、そうした死へのこの悩みというか、死後のすなわち自分がこのずっと長い人生歩んで抱えてきたものをどう承継するかとかそういうことについて不安のないように、そこを払拭するというのも、やはり安心・安全なまちづくりを進めるこの大洗町の責務であるという、そういう崇高な理念を持ってしっかりと進めてまいりたいと思います。いろいろありがとうございました。

○飯田議長 7番 柴田議員。

○7番 柴田佑美子議員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○飯田議長 ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は、午前11時20分を予定いたします。

(午前11時10分)

---

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

---

◇ 勝村勝一議員

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

[スクリーンを使用しての質問]

○10番 勝村勝一議員 3番目ということで、前段に関根議員並びに柴田議員から諸々一般質問ありました。一番大事な子どもの性の虐待と、2番目に、私も関わるかもしれませんが、高齢者の終活ということで、私も最近少しずつ考えてますけども、まだまだ元気なので、そこまでは考えておりませんが、今後考えなきゃならないかなと思ってます。

改めて質問に入らせていただきますが、あれから東日本大震災から15年経ちました。阪神大震災から37年かな、なりますよね。その間に諸々ありました。能登もありましたし、熊本もありました。それに鑑みて今回質問するわけでありませんが、一番大事な我が町の今後の観光行政の未来と課題ということで、6問ほど質問をさせていただきます。

まず、趣旨として説明をさせていただきますが、本当に大洗、厳しい状況ではありますが、観光で茨城県で1番ということで、年間四百五、六十万人、来遊客が来ている自治体であります。それに鑑みて先般、行ってきたわけでありませんが、これは別な行政視察の一環で、長崎に農業委員会として行ってまいりました。強く印象に残ったのが、民間主導で整備された長崎の中心地にできた、ある大きい企業が誘致した長崎スタジアムシティであります。同施設は、サッカー専用スタジアム

を核にアリーナ、オフィス、商業施設、ホテル等々を一体的に整備する大型複合施設として構築され、2024年10月14日にグランドオープンしております。また、報道や公表資料では、通信販売事業に次ぐ柱として、スポーツ地域創生事業を位置付け、総事業は約1,000億円規模の民間投資として整備されている。併せて、365日賑わう場づくりを上げ、スタジアム単体にとどまらず、滞在と消費、雇用を地域内に残す複合化の考え方が示されておる施設であります。

一方で我が大洗町は、広大な砂浜を有する大洗サンビーチをはじめ、海と港、食、歴史・文化等々、多様な資源を有する観光の町であります。大洗サンビーチは、東西約350メートル、南北約1.3キロの砂浜が広がり、スポーツやイベント等新たなビーチ文化も生まれている一方で、人口減少や少子高齢化など、本町を取り巻く現状は厳しさを増しております。

そこで本日は、今後の観光行政の未来と課題と題して、観光を交流施設ととどまらず、滞在、消費、就業を生む仕組みとして再設計していく観点から、特にサンビーチ周辺の利活用、集客施設の考え方、土地利用と雇用創出をどう結びつけるかを今回担当課長に質問をいたします。

それでは、大洗町としての取り組みとはの課題はということでご質問をさせていただきます。

大洗町は県有数の観光地として年間、数多く観光客が訪れております。東日本大震災以前、大洗町における観光の中心は、夏の海水浴でした。近年は海離れ、レジャーの多様化、少子高齢化、猛暑の影響により海水浴客は大きく減少しております。一方で、近年、ゴールデンウィーク、4月から5月において潮干狩りをはじめ多くの観光客が訪れるなど、これまでの夏中心の観光から変化が起きていると感じております。

このような状況を踏まえ、現在、大洗町における観光行政の取り組みと課題について、商工観光課長にお伺いいたします。宜しく願いいたします。すいません。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ただいまの勝村議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町につきましては、県内有数の観光地として、年間数多くの観光客の皆様にお越しをいただいているところでございます。直近の大洗町観光客入込み客数につきましては、令和7年1月から12月の1年間でございますけれども、約476万4,000人となっております。前年と比較いたしますと、約6%ほど増加しているところでございます。

一方で、ただいま議員のご指摘のとおり、東日本大震災以前、多くの来場者で賑わいを見せておりました海水浴につきましても、近年はですね海離れ、また、レジャーの多様化、少子高齢化、また、近年では酷暑とも言える猛暑の影響によりまして激減している状況でございます。

具体的な人数を申し上げますと、東日本大震災前です。平成22年には約65万人ほどの海水浴客がお越しになっておりました。本年令和7年の海水浴でございますけれども、約13万人程度のご利用でございます。こちらは海水浴期間の短縮でありますとか、さらには大洗町海岸の海水浴場を現在廃止を行っておりますので、単純な比較はできないわけでございますけれども、2割程度まで減少している、そういった現状でございます。

そうしたなかにおきまして、近年は大洗サンビーチにおきましてハマグリが増殖をしているよう

な状況でございます。ゴールデンウィークには、そのハマグリを採る、いわゆる潮干狩りを楽しむ多くのお客様がお見えになっているところでございます。

ご質問いただきました観光振興の主な取り組みでございますけども、大局的な視点で申し上げますと、かつての夏型観光といわれていた観光の取り組みから通年型観光へのシフトが挙げられるところでございます。具体的には、これまで7月下旬に開催をしておりました大洗海上花火大会、こちらを現在は9月下旬に開催をしているところでございます。さらには、第6次大洗町総合計画におきまして掲げております海の多様の利活用といたしまして、夜のサンビーチをですねライトアップし、大人からお子様まで楽しめるコンテンツを提供する「Night Park OARAI」のほうを今年度は11月に開催をさせていただいております。

こうした取り組みなど、年間を通してですね集客でき、また、滞在時間の延長を目的といたしましたイベントを、行政のみならず民間の活力を活用しながら展開しているところでございます。

また、地域資源の活用といたしまして、今年度新たに採用いたしました地域おこし協力隊、こちらの方とですね、町の商工会、また、大洗観光協会と共にですね、大洗の塩づくりプロジェクトを立ち上げさせていただきました。まずはこのプロジェクトのなかからですね、塩づくり体験を開始させていただいたところでございます。

一方、もう一つのお尋ねでございます本町における観光の主な課題でございます。こちらは議員のほうもご承知のとおり、大洗町におきましては平日と休日におけるですね来遊客の数の乖離が非常に大きいというふうに思っております。また、特に連休になりますと、主要な課題といたしましては、交通渋滞が多く発生しております。また、特に港周辺の飲食店などでは、大変行列が発生することからですね、観光客の受け入れについての平準化、そういったものが取り組みとして課題となっているところでございます。

これらの課題を解消するためには、特に地域事業者の皆様が創意工夫が不可欠だというふうに認識しているところでございます。地域事業者の皆様が主体となってですね、通常、官民連携というふうに申し上げるところでございますけども、観光分野においてはとりわけ地域事業者、観光分野における地域事業者の皆様が主役となる民・官との連携、こちらをより一層強めてまいりたいと思っております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 ありがとうございます。前にもこの塩づくり、数年前にもきっとやられてたかなって記憶にありますけども、やっとなんか、乗せていただいたかなと思ってますし、今後どんな感じでこの大洗の塩づくりプロジェクト、行っていくか再度お尋ねしますけども、将来的に、今、ふるさと納税のほうにもやるような話も聞いてますが、かなりの数を作らないとそこまでいかないでしょうから、昔、大洗でも、僕生まれる前かな、きっと、塩づくりやってましたよね。うちの家内の実家のほうではやられてたと思ってます。大貫の海岸で、そういう話を聞きましたので、できればね、砂浜辺りでちょっとね、やっていただけると、お客さんに喜ばれる可能性もありますし、そういう考えはございませんか。だから、サンビーチの、さっきお話ししたけども、サンビーチ

ではあれでしょうから、できれば大洗海岸のほう、岩場の辺りでやられると、そういう大洗の塩づくりプロジェクトの背景が生まれるんじゃないかなと思いますけども、いかがですかね。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この地域での塩づくりでございますが、私が記憶をしているところでございますけども、永町商店街、また、曲がり松商店街等々におきましてですね、かつて東日本大震災前に塩づくりを行いたいといった地域からの声があったというようなお話を伺っているところでございます。そのなかで曲がり松商店街の皆様方が、宮城県の塩竈にございます塩づくり施設のほうをご視察なさったというふうなところも伺っているところでございます。程なく東日本大震災により被災し、まず、町といたしましては、観光復興に向けた取り組みが急務となったところでございます。加えまして、ちょうどそこからですね、ガールズ&パンツァーの取り組みが進みまして、地域の事業者の皆様は、ガルパンを中心とした復興での取り組みといったところが大きくなってきた。そういったなかにおきまして、塩づくりの思いというものは絶やさずに今日までこられたというふうに伺っているところでございます。

私自身も商工観光課に配属なりまして、この前浜に広がるこの海ですね、これを何とか活用できないかということで、この塩づくりというところも個人的に少し思いを寄せていたところでございます。そういったなかで、現在、地域おこし協力隊という制度がございました。また、その地域のほうからも、ガルパンの取り組みも皆さん、常態化しているような状況になっておりますので、少し取り組みにも余裕ができつつあるというなかで、もう一度この塩づくりを再燃させて、つくり上げたい、そういった思いから地域おこし協力隊での塩づくりについてご提案をさせていただき、この思いを基にですね、取り組みをなさっていただく協力隊と出会うことができました。この協力隊、小張さんというふうな協力隊でございますが、非常に研究熱心でございまして、毎月、私どもと、また、町商工会、観光協会の皆さんとともに、毎月会議を行っているところでございますが、かつて大洗町におきましては神磯の鳥居のなかでですね、塩づくりをやられていたというようなストーリーも出ております。大洗町の小字のなかにも「釜」のつく小字がございます。寺釜でありますとか、髭釜でありますとか。そういったところから大洗町におきましては、かつて塩を作っていたといったストーリーがございますので、そのストーリーを十分に生かしながら、最大限引き出しながら、この塩づくりのほうを行ってまいりたいというふうに思っております。

現在、この塩づくりにつきましては、大きな施設を用いて、設備を用いての塩づくりといったところもございますけども、まずは塩づくりの研究を進め、どうやって地域の方々に活用していただけるか、そういったスタートアップの今状況でございます。また、他方において、大洗町の事業者様におきましては、自らにおいて塩づくりが行われている、そういった取り組みが進められているというふうなことも伺っておりますので、地域全体でですね、この新たな地域資源の発掘といった意味での塩づくり、しっかり取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 ありがとうございます。塩づくりもきつといろいろあると思うんだよね。能登だっけ、藻塩だっけか、藁にこう海水をかけて、垂れたやつを精製して作る方式もありますし、そのまま直接大きい釜で煮詰めて作る方式もありますし、やり方きつといろいろあると思うんで、それ研究してください。で、もしもこれ、大々的にできた場合は、吉田漬物屋さんで梅干しに使用して大洗で採れた塩ですよ。あとは、水産加工屋さんも、魚の漬物に地元の塩を使っていますよというような形で、将来に向かっての展望ということで要望だけしますけども、宜しくお願いします。

2問目いきます。将来の大洗を存続させるための手だてとして、どのように今後考えられるか。大洗町は古くから港としての顔と観光地としての顔を併せて持つ町であります。町の産業全体においても観光分野の割合が多く占めておりますが、今後、持続的な観光振興を進めていくにあたって、どのようなものが必要だと考えられるか、再度お尋ねします。すみません、宜しくお願いします。せっかくお客さん来てますから、なるべく1泊ではなくて数日間、大洗町にいられるような体制をつくらないと、今、大洗で核というと、ゴルフ場はなかなかね、これ普通の人行きませんので、アクアワールドが主力かなと思ってますけども、その他見るといろいろあります。幕末と明治の博物館もありますし、大洗神社、神磯、挙げればきつと何個かあると思いますけども、まだまだちょっと、PRがもうちょっと足りないかなと思ってますけども、そこら辺のところをもっと、やられてると思ってます。思ってますが、なかなかちょっと足りないかなっていう部分もありますけども、町の将来に向かって大洗の町の存続はどのように考えているか、課長に再度お尋ねをいたします。すみません、宜しくお願いします。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ご質問にお答えしたいと思います。

まず、大洗町における産業構造でございます。

まず、このサービス業を中心とした、いわゆる第3次産業が全体の約7割を占めております。その多くがですね、観光に関連する宿泊業でありますとか飲食業、または小売業が中心となっております。この観光分野における施策の展開といったものは大変重要だというふうに認識しているところでございます。

一方で、現在、非常に厳しい財政状況の下ですね、この観光振興施策に対しまして、積極的に大きな財政投資を行うといったところも大変厳しいような状況であるといったことも併せて認識をしているところでございます。

まず、今般の状況下におきまして、財政を伴わない形で観光分野に関わる事業者の皆様の、まず自助努力、また、更なる民と官との連携によりまして、持続可能な観光振興を図っていくことが極めて重要であるというふうに思っているところでございます。とりわけ観光分野におきましては、大洗観光協会を中心に、まず時代のニーズに沿ったサービス、またはコンテンツを探求し、そして町全体における観光の質を高めることが来訪者の方々の方々のですね満足度、また、魅力度向上につながり、結果としてですね、リピーターといわれる大洗のファンを増やすことができるというふうに思っているところでございます。

やはり各施設におきましていろいろな情報発信を行っているところでございますけども、やはり来訪される皆様にしっかり届く、そういう魅力ある情報発信に努めていかなければならないというふうに思っております。先ほど議員のほうからですね、滞在時間の延長というような、一泊から二泊、そういうようなお話がございました。大洗町の課題の一つとしてもですね、この夜の時間帯、このコンテンツがやはり弱いといったところは私のほうも感じているところでございますけども、各施設におきまして、例えば一例を挙げますと、アクアワールド、茨城県大洗水族館につきましては、ナイトアクアワールドというようなコンテンツのほうも今実施をしているところでございます。また、私どもにいたしまして、なるべく単なるこのイベントを開催するだけではなくてですね、滞在時間の延長を目指す、そういったイベントの開催を進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、ありがとうございます。詳しくすいません。

続いて、サンビーチの件でちょっとお尋ねをしますけども、約100haぐらいの今後の利活用と整備の予定はあるのかなのか。大洗サンビーチは、背後地の海浜公園を含めて約100haあり、大洗町の重要な観光資源となっております。第1、第2、第3まであります。今後の課題としてね、先ほど長崎のシティね、の説明をしましたけども、なかなか民間の方もきつと見られている業者いっぱいいると思いますけども、なかなか投資として国のものなので、なかなか難しいかもしれませんが、あそこに大きい核ができると本当に町、もっと活性化できる可能性もありますし、後でこども課の課長にも説明を乞いますけども、併せて、こんなこと言うと県に怒られるかもしれませんが、アクアワールドもだいぶ、二十数年経ってます。できれば、もしもこっちに大きい核ができて、併せて隣に、それが来ていただけると、かなりの相乗効果で、町として、今後も存続は可能かなと思っておりますけども、かなりの存続の可能性もできるかなと思っておりますし、で、大きい核ができればですよ、もしも長崎みたいなのがドンとできていただいて、併せて隣にアクアワールドも隣接していただければ、かなりの雇用も生まれますし、人口策にもなる可能性もありますけども、そこら辺で課長、どのような考えを持っていらっしゃるか、「Night Park」もやられてます。先ほどちょっと出しましたけども。花火も、町長の肝いりでだいぶ皆さんに浸透してますので、その点でどのような今後の大きい課題がありますけども、これ行政でなかなかサンビーチの開発できないと思いますけども、これは民活でやらないと、1,000億、あれができたのが1,000億ですから、今1,000億できつとできないでしょう。倍、下手すると3倍、2,000億か3,000億きつとかかるでしょう、あの建物。素晴らしい建物でした、本当に。機会があれば皆さんちょっと見に行ってください、本当に中心地、長崎の中心地、駅と直結です。駅と直結。大洗ももう駅近いから、歩いてきてもね、10分かそのぐらいで、もしも将来、夢として、できたら、もっともっと、小さい町ですけどね、コンパクトシティでね、トヨタも今、間もなくシティできますけども、あんな感じになられたら本当によろしいかなと思ってるんですが、課長、どんな考え持ってるか再度すいません宜しくお願いします。

○飯田議長 住谷商工観光課長。

○住谷商工観光課長 ご質問ありがとうございます。

私のほうからはですね、まず、サンビーチの現在の活用と、また、今後の利活用について答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず現在、大洗サンビーチの利活用につきましては、議員ご承知のとおり、これまで海水浴場として活用しているほか、また、現在はですね、漁業関係者の皆様のご理解、また、ご協力をいただきながら開放させていただいております第1サンビーチ、第2サンビーチでの潮干狩り、また、議員のほうからもご紹介がございました町の一大イベントとなっております大洗の海上花火大会、さらにはビーチバレー、ビーチレスリングなどのビーチスポーツ大会の開催、さらにはですね、先ほどもご紹介させていただきましたが、夜のサンビーチをライトアップして、大人から子どもまで楽しめる「光と遊ぶ遊園地」というふうに称しておりますけども「Night Park OARAI」のほうを開催するなどですね、利活用を図っているところでございます。

現在のこの第6次大洗町総合計画に掲げております、この海の多様な利活用の推進、こちらを図るためですね、これまで以上に行政のみならず民間の活力を活用しながら、賑わいあるイベントを中心的に、このビーチにおいて行ってまいりたいというふうに思っております。

私のほうからこのサンビーチの利活用についての答弁とさせていただきます。宜しく願いいたします。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 ありがとうございます。課長の思いは受け止めました。今後とも頑張っていて、観光行政のほうで一生懸命手腕を発揮していただいて、課長、長いですから、すいません、今後とも宜しくお願いしたいなと思います。

続いてすいません、まちづくり推進課長にお尋ねをいたします。

サンビーチでは、これまで様々な土地利用の検討が進められてきましたが、現在の進捗状況をお尋ねをいたします。すいません、宜しくお願いします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 勝村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

サンビーチの土地利用についてでございますけれども、少し振り返りながらご説明させていただければと思います。

このまず大洗サンビーチでございますけれども、大洗町の基幹的な観光資源であると同時にですね、非常にコンパクトな行政面積の我が町においては、このサンビーチの土地利用、これは非常に重要であると私も認識をしております。

こうしたなかで、過去、平成20年度にはですね、大洗港のウォーターフロント再開発計画調査などを通じて賑わい空間の創出、それから土地利用の検討などを重ねてきたところでございます。

一方で、先ほど勝村議員もおっしゃっていたとおりですね、このサンビーチ自体は国有海浜地でございます。ですので、当然ながら関係法令に基づく許可であったり、管理区分の整理、それから維持管理の考え方など、制度面での調整が必要となっており、事業化のハードルもあったところで

ございます。

こうした大洗港の課題、これは実は全国的な港湾での課題でもありまして、今、スライドでもありますとおり、国、国土交通省の港湾局で令和4年12月にですね、このみなと緑地PPPという制度が創設をされました。これによって港湾緑地等において官民連携を進めやすい、まず枠組みとして整ったところでございます。

また、茨城県においても今後策定を予定しております茨城港湾計画の改訂に先立ちまして、茨城港の長期構想を取りまとめているところでございます。このなかで大洗港におけるサンビーチについては、快適な親水空間の創出をするゾーンとして位置付けをされているところでございます。

ただ、このような制度の枠組みが整ったとしてもですね、実際にこの事業化できるかどうか、これは民間の投資の意欲であったりとか、それから、当然ながら採算制、さらには通年需要の見込みというものが鍵となってまいります。これまでも大洗町でも様々な検討を進めてまいりましたが、やはりこういったところが課題となって事業化に至らなかったというところでございます。

ご質問にありました現在の状況はどうかという点でございますが、民間から関心はですね一定程度ございます。ただ、この近年の建築コスト、この急増の影響等もありまして、民間事業者としても、いわゆるその事業採算制の観点から、どうしても足踏みをせざるを得ないような状況にあります。ですので、まずサウンディング調査、いわゆる市場調査等によりまして、需要であったりとか、事業性、参入条件を整理しながら、まず民間活力を十分に生かせる事業スキームの可能性を見極めつつ、必要に応じて関係機関とも情報共有をしながら具体化の手順を整理してまいりたいと思っております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 よくわかりました。国のね、土地は土地なんですけど、国民の土地でもありますし、大洗としての財産でもありますし、そこら辺のところでね、積極的にやられているのは十分にわかってますし、今まで何社ぐらい見に来ていただいて、投資ができるような態勢がとれるような企業はありましたかね。どうですかね。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 具体的な数字、何社というところではありますが、数社ご覧をいただいておりますけれども、やはりそのお話何うなかで一番の課題というのは、この建築コストの急増による事業採算制の、いわゆる収益の見込みがなかなか立ちづらいといったところで足踏みが続いているような状況でございます。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 ありがとうございます。先ほど言った夢物語では、きっとないと思うんで、もしかしらばね、やっていただける企業もある可能性も、茨城もありますから、大きいとこが。長崎の大きいと同じような感じの会社ありますよね。ああいうところを出ていただけると、スポーツ関係等あわせて、いろんな感じで、オリンピックでボルダリングとかスケートボード、サーフィン、あともかしらば、併せてできたら、IT関係の会社も併設してやっていただけると、複合的

なものができかなと思っております。そういう感じでやらないと、きっとね、若い方も張り付かないし、課長、すいません、そういう観点かなって今思っております。将来に向かってね、どんどん人口減って、日本人なかなか、底辺の仕事に就きにくくなってる、就かないんです。そういう状況になったので、大洗も先進的に、町長、すいません、進まなきゃならないかなと思っておりますし、IT関係の会社、入っていただくと、若い方の雇用も、で、もしかすると人口策にもなる可能性もありますから、課長、再度すいません、宜しくお願いします。どうですかね。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 今、幾つかの事例をいただきながら、その雇用の場につながるような取り組みをとということでございます。

まず、そういった企業にアプローチをしていくことということも十分大事だと思いますけれども、やはり今までの企業へのアプローチというのは、こちらからどうしてもお願いをする形で、どうぞ来てくださいというような形で誘致を進めてまいりましたけれども、やはりその市場性であったりとか、この事業の成立の条件、そこから逆算してこの案件化をする視点というのが、これから重要なかなというふうに思います。そういった点で、先ほどご紹介いただいた事例というものが成功事例の一つにあるのかなというふうに思っております。ですので、先ほども答弁申し上げましたが、まずそのサウンディング型で市場の調査をしっかりと行って、民間の関心がどこにあるのか、それから、投資の規模がどのぐらいのものなのか、それから、必要な機能がどういうものをもってくるのか、さらには、どうやって持続可能性を持たせるための収益モデルを出せるのか、そして、何よりも重要なのは、我々その官側と民側の役割というリスクの分担ですね。それから、そういったものを網羅しながらの参入条件を整えて、参入しやすい公募条件の把握に努めていくことが大切だと思います。

実際にこのサウンディング調査ですけれども、茨城県でも令和5年度にですね、県が保有する観光施設でマーケットサウンディング、こちらを実施しており、結果の概要はホームページで示されているところでございます。

まず、この調査の段階においてはですね、国のこの官民連携の支援事業、こういった制度がございます。町の負担軽減につながるメニューもこのなかには当然ございます。ただし、これに手を挙げるにしてもですね、公募、それから審査がありまして、採択には一定のハードルがあることから、活用の可否について、これについても整理をしながら取り組んでいきたいと思っております。その上で、この町として守るべき条件、これを明確にしながら厳しいこの財政状況を踏まえながら、民間主導で成立する形を前提に事業性を見極めながら事業化に向けた条件整理を行ってまいりたいと思います。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 ここにもね、資料あるんだけど、民間事業による賑わい創出に資する諸々ありますけど、国の制度。なかなか厳しいかもしれませんが、クリアできるような体制で今後頑張っていたら、お願いしたいなど、課長、すいません。

続いて、先ほど来の観点から関連した町の持続可能の観点から、少子化の現状を伺います。直近の出生数の維持と0歳児から17歳の児童人口の状況について伺いたいと思います。課長、すいません、宜しくお願いします。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 それでは、勝村議員のご質問にお答えをいたします。

本町における出生者の数でございますけれども、こども課で把握をしております母子健康手帳、いわゆる母子手帳の交付件数から見ました令和7年度の最終的な出生者数は、3月末までの出生予定者数を含めまして51名となる見込みでございます。令和6年度末の46名と比較をしますと、5名の増となる見込みでございますけれども、さらに1年前、令和5年度末の出生者数は60名でございましたので、年度によりまして多少の増減はあるものの、全体的に見ますと減少傾向にあるということがうかがえるかと思えます。

また、本町の子ども数全体を住民基本台帳の人数で見ますと、満18歳未満、0歳から17歳ということになりますけれども、この児童人口の状況としまして、令和8年2月1日現在で見ますと1,588名となっております。1年前の令和7年2月1日現在と比較をしますと、マイナス70名という数となっております。この数字につきましては、年間およそ120名前後が18歳となって児童人口から抜けていく一方で、年間およそ50名前後しか新生児が生まれていないという状況を反映したのとなつてございます。

別な資料のほうをご用意させていただきました。タブレットのほうに入っておりますので、そちらをご覧くださいと思えますけれども、第6次総合計画の中期計画のなかから、これまでの年齢3区分別人口の推移がわかる資料としてまとめたものでございます。こちらをご覧くださいと思えます。

こちら見ますとですね、1985年（昭和60年）から2020年（令和2年）までの35年間の状況のなかで、特に興味深い点としましては、1990年、こちら平成2年になりますけれども、こちらと1995年（平成7年）、この5年間の間に満14歳以下の年少人口と満65歳以上の老年人口とが、ほぼ同じ割合で入れ替わったように逆転をしたことが見て取れるかと思えます。これ以降、年少人口は減少の一途をたどり、反対に老年人口につきましては、右肩上がりに増加をし続けておりまして、両者の関係性は再び逆転をすることなく現在に至っているところでございます。

ちなみに、この年少人口と老年人口との逆転の時期につきましては、全国的には概ね1997年（平成9年）頃であったとされておりますので、本町としましては、それよりも若干早く両者が逆転していたということがうかがえるかと思えます。

このような状況からも、昨今にわかに叫ばれるようになった感のあります少子高齢化という言葉でございますけれども、実際のところは数十年前からそういった流れにあるということは、大局的な見地からはある程度予測をされていたのではないかなということが考えられるところでございます。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、ありがとうございます。よく人口の動向わかりましたので、今後とも宜しくお願ひしたいなと思つてます。

全体的にね、頑張らないと、きっと出生率も上がりませんし、毎年二クラスずつマイナスということで、大変厳しい状況かなと思つてます。宜しくお願ひします。

再度まちづくり推進課長にお尋ねをいたします。

雇用の場が生まれれば、人口策となると思いますが、町として今後どのような方策を考えているかお尋ねをいたします。すいません。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 勝村議員の再度のご質問にお答ををしたいと思います。

雇用というキーワードでございますけれども、雇用が生まれるということは、若い世代の定着に向けた重要な要素の一つであり、人口減少の対策に資する可能性はあると考えます。

併せて、今、新しい観光施設の誘致というお話もございますけれども、この今回の質問で観光というキーワードで申し上げますと、観光地としてのグレードを上げていくという観点では、既存の資源であったり、それから既存施設の再生、それから磨き上げをキーワードにしながら魅力の向上を図っていくという視点も非常にこれは重要であると思つております。

この人口減少で今、出生数のお話もありましたけれども、この人口減少というのは、単純なるその出生数の動向だけではなくて、転入転出などの複数の要因が重なって生じているものでございますので、この雇用の創出だけで歯止めがかかるものと断定できるものではないと思つております。

今回ご質問いただきました今後の観光行政の未来と課題に対応していくためにはですね、サンビーチ周辺の拠点形成を考えるにあたって、その雇用と併せてですね、住まいであったり、それから、生活利便性、子育て、教育環境等、結びつく条件をどうやって整えていくのか、これが重要であると思つております。

観光、これはですね、本町の主要な産業の一つでございます本町の規模、それから財政状況も踏まえながら、民間活力を最大限に生かすことを基本としながら、市場性と参入条件を確認しながら雇用の場が生まれるような事業化に向けた条件整理を行い、実現可能性を引き続き見極めてまいりたいと思ひます。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、ありがとうございます。十分に人口動態はわかってますし、出る方もいるし、入ってきてくれる方もおります。我が大洗町だけ人口が減ってるわけでありません。日本全体が減ってます。一番増えてるのは東京都、大きいとこだけだと思つてますし、魅力があればね、大洗に住んでくれる方もいらっしゃるでしょうから、今後とも鋭意努力お願ひしたいなと思ひます。

最後に町長から総括として宜しくお願ひいたします。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 勝村議員からは、自らも長年にわたりまして我が町の観光振興にご尽力をいただいた観

光事業者としてのご経験を基にされた様々なご質問、ご提言、前向きなご提案をいただいたこと、改めて感謝を申し上げる次第であります。

そういえば一緒に行ったのも、もうついこの間の話であります。長崎のあのドームシティと申しますか、すごいですね、いろいろなその地域と申しますか、ありますけども、なかなかあれだけ壮観なものを地方で見るといえるのは、なかなか見応えと申しますか、本当に稀なことでありまして、また、それぞれその現場で直接ご担当された方々や関係の方々は、多くのご労苦があったと思えますが、一つこの大きな柱、先ほど言われましたように全国的にも有名な通販会社、いまやもうクルーズ船の運営までされていると言っても過言ではないような会社が大きくその資本を投下されての民間活力を導入しと、何度も何度もこの場で担当課長からも申し上げましたけども、本当にその理想的な形であれだけの施設ができているというのは、とてもとてももううらやましいとしか言いようがないところであります。

夢物語というふうに議員はおっしゃいましたけども、夢はやはり掲げなければ実現いたしませんので、あの施設がサンビーチのこの空いてるところへできたら、どれほど我々としても誇りに思えるような、郷土に誇りを持って、また自信を持ってみんなに発信できるか、また、多くの方々が賑わうことによって町の活力につながり、そして住民の皆さんの安心・安全を確保することによって、確保するというか確保するようなそういう財源もしっかり生まれてきますので、大洗町民の皆さんに幸せを提供できるような環境が構築されますので、私どもとしても、あそこまでいけるかどうかはわかりませんが、いろんな意味で民間としっかりと連携を図る上で様々な、すなわち何事もあきらめることなく様々な展開を企図してまいりたいと思っております。

先ほど議員言われますように、このサンビーチ周辺であります、今、海浜公園がございますが、あそこを何とかしたいというお話というのは、個別具体的に幾つか私もいただいております。例えば一つ具体的なところを申し上げますと、静岡県牧之原市静波にある、昔は静波町という、合併して牧之原市になったと思うんですが、そこは非常に海水浴場、そしてサーフィン場として皆さん方、サーフィンができる海として多くの都内の方々であるとかその周辺の方々に非常に親しまれているところであります。距離としては大洗よりはずっと、静岡ですから、もう静岡市の先になりますので、非常に遠距離になるんですが、そこに人工のすごいサーフィン場を造って、今賑わっております。これは民間の活力を導入されて、種々、今このサンビーチのところでも申し上げましたけども、法的な様々な壁をクリアされて、さらには制度的なところも国としても県としても、おそらく地元自治体としても、様々な措置を図ることによって誕生したというふうに伺っております。

私が何故その話を申し上げるかということなんですが、私どもに今打診がある事業者は、あれよりもっと大きなサーフィン場、日本一のサーフィン場を造りたいと。その起源となるところが、今申し上げましたように大洗もサーファーの間ではサーフィンのメッカとして、もうみんなに知名度抜群のところであるということ、それから、牧之原と比べると非常に東京から至近距離にあるということ、そして何よりも、その静波の施設というのは、住宅の密集とまではいきませんが周辺に住宅があって、夜間に活用することが余りできないという、すなわち造波装置そのものが非常

に大きな音が出ますので、大洗のこのサンビーチとは環境が違うところ。非常に大きいといっても花火だとか他のイベントなどから比べる非常に低音でありますので、仮にこの中央公園のどこへ設置した場合に、どれだけじゃあ影響があるかということ、周りに家がありませんから、今の大貫地区、裏側の後背地の大貫地区に影響があるかったら、そういうことがないだろうという前提の下に、是非ここでやれないかというようなお話をいただきました。

この話を受けて私どもも、当然これは国有地でありますから、また、管理している県もございませぬし、私どもとのいろんな関係ございませぬから、国・県に働きかけをしまして、様々な制度をクリアするなかで、やれるような環境、法制度上は何とかクリアできるだろうと。最終的に何の話になったかということ、やはりお金の問題、資金的に民間事業者、当然投資をして事業を営むという意欲は非常に多く持たれておりますけれども、強いものを感じているんですが、先ほどもまちづくり推進課長から申しあげましたように、事業採算制のこの問題というのが極めて大きく出てきて、これは言わずもがなかわかりませぬけれども、東京のど真ん中に造っても、大洗に造っても、北海道に造っても、青森に造っても、建築コストというのはほとんどほぼ同じでありますので、若干その管理費が違うだけありますから、当然にしてこの利回りとして回らなくなると。東京でしたら高額な、仮にマンションやアパートであるならば家賃を取ることができる、ビルだったら商業施設として賃料をいただくことができる、また、そういう同じような施設を造っても、少し割高と、こちら側から見た時に割高な料金収入を得ることが出来ますので、私どもでやった場合に、じゃあそれだけ取れるのかと、静波から見たら、今、建築費、議員が先ほど言われましたように1.5倍とか2倍とかになっておりますし、当時造った時から、コロナ前でありますから、それでも1.5倍、2倍になっている。そしてまた、造波機も海外から輸入して持ってきますので、今、円安ですから、これももう1.5倍とかになってしまっているということで、今、事業採算制、すなわちそこが大きな課題、ネックとなってしまっていて足踏み状態を続けております。ただ、幸いにして、その事業者も非常に先ほど申しあげましたように、強い投資意欲、強い事業展開意欲というのをもちでありますので、どうやったらここでできるかなと、すなわちサーフィン場だけであるならば、当然にして採算合わないから例えばホテルを組み合わせるとか、他のレジャー施設を組み合わせるとか、飲食を組み合わせるとか、そういうことをしたらどうだろうか、今、研究をしているところでありますので、私どももそれをあたたかく見守るといふか、私どもでできる限りの情報提供をしながら連携をしていくということでもあります。

また、その他にも幾つか打診的にお話があるところもあります。一昨日ですか、小沼議員からも総括質疑のなかでお話ありましたけど、ユニマットプレシャスもあそこに土地をその脇に購入をされておりますので、ここからもいろんな打診がありますが、そうしたその話を総合的に勘案して、どうあるべきなのかということをもう一回原点に立ち返って、当然これは何度もここで議論になっているところでありますが、町が直接投資をして何かできるということではない、それだけのすなわち私どもで財政的なゆとりもありませんし、また、町がそういうことをやるべきでないというのが私どもの現在のスタンスでありますので、当然この民間の活力を最大限活用して、この場でいろん

な展開をしていく、そういういただけるような環境づくりに私どもも議員が言われるような、そうしたこの夢をあきらめることなくチャレンジしてまいりたいと思います。

そして、もう一つ加えて申し上げますと、先ほど観光課長から申しあげましたように、イベントは非常に根付いてまいりました。お褒めをいただきました花火大会、そして「Night Park」、そして民間のイベント、私どもは何度も申しあげておりますように、せっかくこれだけの優位性ある、すなわち資産を有しているわけでありますから、私どもでできることといたら、どんどんイベントを誘致する、私ども何度もこの場で申しあげておりますけども、法制度にまずは合致する、これ当然法制度の枠組み内でご開催いただく。そして、何よりも、町が何か資金投下することはありません。自己完結をしていただく。加えて、事業採算制の問題ありますから、なかなかこのボランティアということだけであると、継続性が担保できませんので、できれば採算制をしっかりと担保した上で、もし余剰資金が出たならば私どもにしっかりと寄附を入れていただきたいということでありまして、今度も3月中には、今、ハーレーダビッドソンのいつもビンテージカーで、すなわちレースをしますけども、ああいうのももう根付いて、毎年毎年ご開催いただいておりますので、そういうのが幾つか出始まってきましたので、でき得るならば、この野天版の幕張メッセ的な、また、ビッグサイトの、そういう存在としてイベントのこのメッカにして、そこにまた地元の事業者の皆さん、キッチンカーであるとか、飲食の方々であるとか、その他宿泊施設との連携であるとか、そういうこの相乗効果、シナジーが生まれるような環境をつくっていくのが一番ベターかなと。ですから、私どもにいろんなこのご提案いただく際には、私がいつも申しあげるのは、もう継続性をしっかりと、今年で終わりではなくて、第1回何とかで始まったら2回、3回、5回と根付くような環境をつくってほしいと。当然にして地元の皆さんのご理解やご協力がある初めて成し得る話でありますので、そうした観光とは全く無縁である一般の住民の皆さん方の、すなわち生活に支障がないようにするという、安心感が得られるということ、安心・安全が担保されて初めてできる場所でありますから、そうしたことを繰り返してわたって私ども説明責任を果たしながらいろんなイベントを受け入れることによって賑わいづくりにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

それから最後に、人口についていろいろお話がありました。もうずっと減る一方、今後もしかししたら人口のすなわち将来予測を立てている機関によれば、もしかししたら1万人を、大洗町も20年後には切るんじゃないかって、そういう見通しも出されております。私ども、できるだけこの人口増加策、これはどの市町村も同じように、うちはやってませんよというところ、やってないというか、あんまり積極的にやらずとも、守谷のようにどんどん人口増えるつくば未来のように、流山のように、もう学校幾つか造るほど増えているところもありますので、もしかししたら積極的にやらずとも増えてるところもあるのかもわかりませんが、私どももでき得る限り、そこはしっかりと、何をしていけばいいのかということよりは、ここに今住んでいる方々が満足感得らなければ、これお店も同じですけども、常連のお客さんがすなわち満足がなければ、新しいお客さんって入らない話でありますので、今ここに住んで頑張っていて、いろんな意味でまちづくりにご協力いただいている皆さん、そしてお年寄りの方々、高齢者の方々、そして子どもたちが、この大洗に誇りを持って住んでいる

方々が、安心・安全で、そして日々の生活にすなわち幸せを実感できるようなことを展開することによって、私は新しい方々の流入人口を増やせると思っております。

一方で、議員が言われるように職場を誘致するとかそういうことによって、やむなくと言ったらおかしいですけど、それに付随する形で、今冒頭申し上げたのとは、前段申し上げたこととは違った形で移住・定住される方もいらっしゃるかも知れませんが、前段としてはそういうことを踏まえた上で作戦を練って、しっかりと展開をしてまいりたいと思います。

ただ、その人口が増える前提で、かつての総合計画のように人口が増える計画で様々な施策展開をしていきますと、またいろんなことを企図していきますと、もうこれは歯車が回らなくなるような絵に描いた餅だけになってしまって、それだけだったらまだしも、むしろこんなはずじゃなかったということで過剰な投資になってしまったり、今の学校がそのような状況になりつつあるといっても過言ではありませんので、そういうことも将来予測も、人口が減るという前提に立ったそういう予測もある程度というか、しっかりとそういう幾つかの選択肢というか、幾つかのシミュレートに基づいた施策の展開ということも私どもしっかり進めてまいりたいと思いますので、これからは、時には防災以外のことでも、防災の父としてはもちろんのことですが、防災以外のことでもいろいろな知見をお持ちな元気な勝村議員でありますので、議員の元気をやっぱり町の活力、大洗の元気につながるものと私も信じておりますから、是非いろんなご質問、ご提言をいただいて、より良い大洗町を共に創ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 ありがとうございます。今後とも働いて働いて、推して推して頑張りたいなと思います。終わります。

○飯田議長 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は明日3月6日午前9時30分から、2名の議員による町政を問う一般質問を行います。

また、本日午後より、総務常任委員会を開催し、令和8年度新年度予算につきまして各課に対し審査を行います。定例会同様、インターネット上でのライブ配信を行いますので、宜しくお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後12時19分